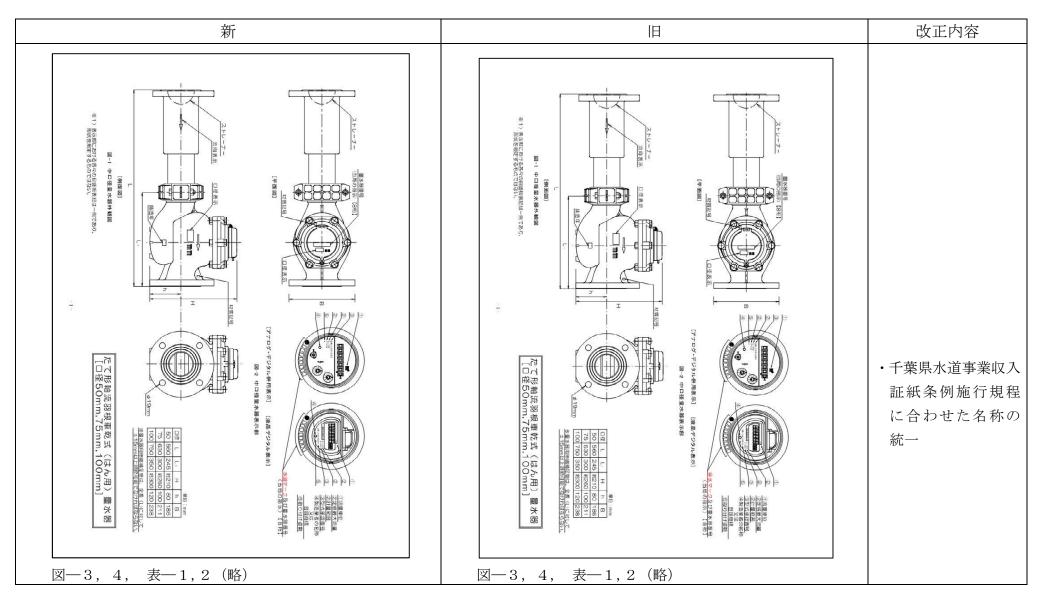
新旧対照表

新	旧	改正内容
医子类性 活区	量水器構造図(中口径)	・組織統合に伴う組織 名称の変更

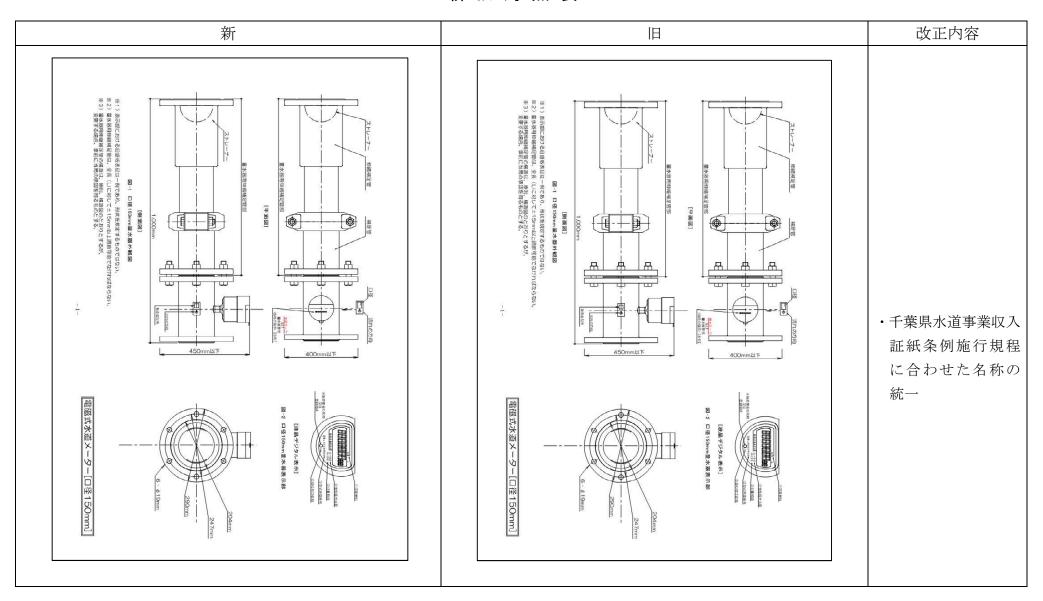
新旧対照表



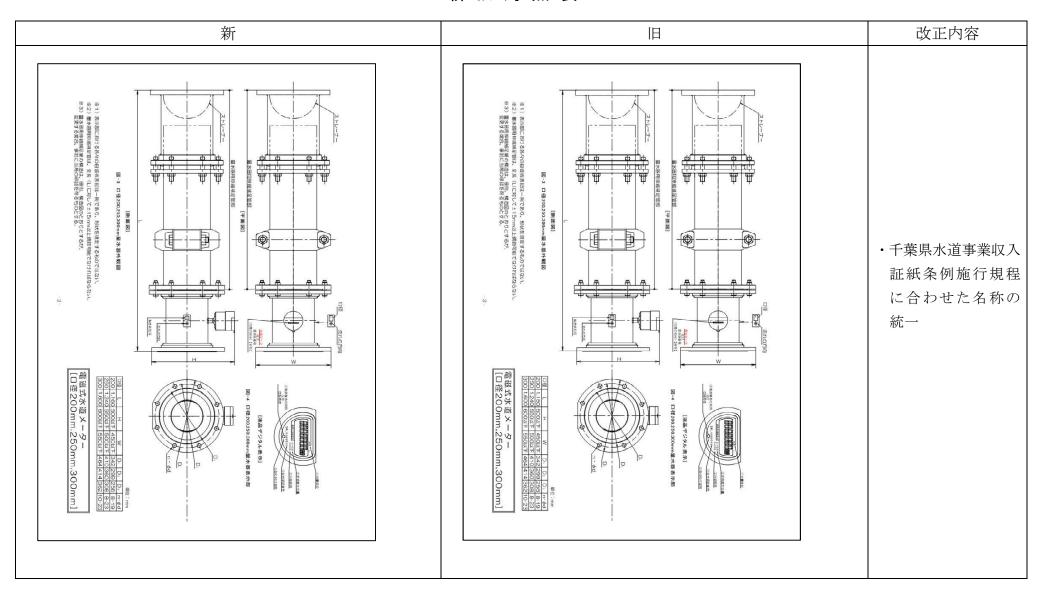
新旧対照表

新	旧	改正内容
量水器構造図 [大□径]	量水器構造図 [大口径]	<ul><li>組織統合に伴う組織 名称の変更</li></ul>

新旧対照表



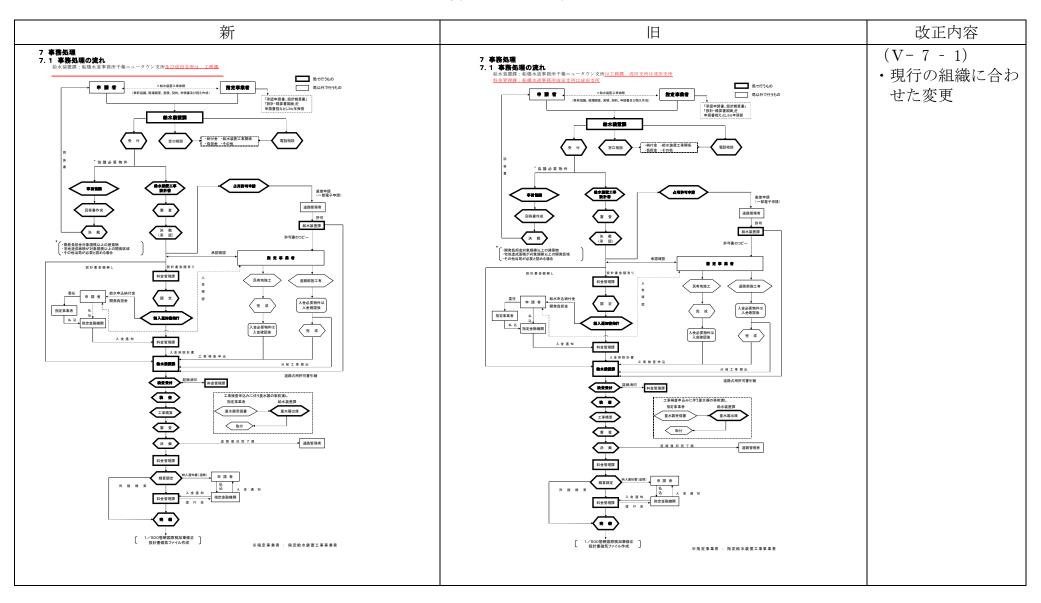
新旧対照表



新	旧	改正内容
V 給水装置工事施行指針 1 総則(略) 2 施工(略) 3 施工 3. 1 ~ 3. 3 (略) 3. 4 配管工事	V 給水装置工事施行指針 1 総則(略) 2 施工(略) 3 施工 3.1 ~ 3.3 (略) 3.4 配管工事 1~6 (略) 7 1)~4) (略) 5)メカニカル継手は、必ずトルクレンチにより、表3.4.6のトルクまで締め付けること。この締め付けに使用するトルクレンチは、定期的に検定を受けたものでなければならない。  ま3.4.6 優難時けトルク(い・n) ボルト堡 (mm) 75 60 M 16 100~600 M 20  7 6)~8)(略) 8 ~ 11 (略) 3.5 ~ 3.9 (略) 3.10 給水管の明示 1 明示テープの貼付明示テープの性様は表3.4.8 のとおりとする。	(V-3-6) ・下線の削除

新	旧	改正内容
表 3.4.8 明示テープの仕様	表 3.4.8 明示テープの仕様	(V-3-9)
材     質     ポリエチレン       区分     水道       地色     青       文字色     白       その他     耐食性、硫化水素等に侵されないもの       幅     30 mm ± 2       厚さ     0,20 mm ± 0,03       長さ     20 m/巻 ± 1.0       裏面     粘着性       文字     8mm 角(ゴシック) ± 1.5       以下の千鳥デザインとする。(上下の文字間隔 3mm)       千葉県水道     埋設年度       千葉県水道     埋設年度       千葉県水道     埋設年度       千葉県水道     埋設年度       千葉県水道     埋設年度       千葉県水道     埋設年度       千葉県水道     土葉県水道       工業県水道     土葉県水道       工業県水道     土葉県水道       工業県水道     土葉県水道       工業県水道     土葉県水道	材     質     ボリエチレン       佐     分     水道       地     色     青       文字色     白       その他     耐食性、硫化水素等に侵されないもの       幅     30 mm ± 2       厚さ     0.20 mm ± 0.03       長さ     20 m/巻 ± 1.0       裏面     粘着性       文字     8mm 角(ゴシック) ± 1.5       以下の千鳥デザインとする。(上下の文字間隔 3mm)       千葉県水道局     埋設年度       千葉県水道局     埋設年度       千葉県水道局     埋設年度       千葉県水道局     埋設年度       千葉県水道局     埋設年度       千葉県水道局     土葉県水道局       理設年度     千葉県水道局       千葉県水道局     千葉県水道局       土井東県水道局     千葉県水道局       土井東県水道局     千葉県水道局       土井東県水道局     千葉県水道局       土井東県水道局     千葉県水道局	・現行の水道工事標 準仕様書に合わせ た変更
* 埋散年度は西暦表示 2 明示シートの敷設 明示シートの仕様は表 3.4.9 のとおりとする。 表 3.4.9 明示シートの仕様	** 埋設年度は西暦表示 2 明示シートの敷設 明示シートの仕様は表 3.4.9 のとおりとする。 表 3.4.9 明示シートの仕様	
大	大	・現行の水道工事標 準仕様書に合わせ た変更

新旧対照表



新	旧	改正内容
新     7.2 ~ 7.7 (略)     7.8 完結後の事務処理     1 (略)     2 給水装置の構造材質基準の適合検査(法第16条)     について、 <u>千葉県企業局</u> 水道技術管理者の職務に関する規程第7条に定める検査等執行報告書を作成し、業務担当課に報告するものとする。	旧 7.2 ~ 7.7 (略) 7.8完結後の事務処理 1 (略) 2 給水装置の構造材質基準の適合検査(法第16条) について、 <u>千葉県水道局</u> 水道技術管理者の職務に関する規程第7条に定める検査等執行報告書を作成し、業務担当課に報告するものとする。	改正内容 (V-7-4) ・組織統合に伴う水道 技術管理者名称の 変更

新	旧	改正内容
1 号様式 量水器受領	第1号様式 量水器受領書	(17 7 5)
第1号様式 年 月 日	第1号様式 年 月 日	(V-7-5) ・組織統合に伴う局: 名の変更
<u>手葉県企業局長</u> 様	<u>于葉県水道局長</u> 様	一口の友文
指定事業者 氏名 担当者 電話番号	指定事業者 氏名 担当者 電話番号	
量水器受領書	量 水 器 受 領 書	
<ul> <li>充水、洗浄水及び器具テスト水用として、下記のとおり誓約事項を了承のうえ量水器を受領しました。</li> <li>1 誓 約 事 項</li> <li>(1) 受領した量水器は工事場所に速やかに設置して、工事検査時まで適切に管理いたします。</li> <li>(2) 指針が 1.0 ㎡を越えた水道料金については、当社が責任を持って負担いたします。</li> <li>(3) 量水器を目的以外には、使用いたしません。</li> <li>(4) 量水器を紛失又は損傷した場合は、当社において弁償いたします。</li> <li>2 受 付 番 号</li> <li>3 水 栓 番 号</li> <li>4 工 事 場 所</li> <li>5 申 請 者</li> <li>6 量水器取付日 年 月 日</li> <li>7 給水装置工事検査日 年 月 日</li> <li>8 受 領 内 訳</li> </ul>	充水、洗浄水及び器具テスト水用として、下記のとおり誓約事項を了承のうえ量 水器を受領しました。     記     1 誓 約 事 項     (1) 受領した量水器は工事場所に連やかに設置して、工事検査時まで適切に管理 いたします。     (2) 指針が 1.0 ㎡を越えた水道料金については、当社が責任を持って負担いたします。     (3) 量水器を目的以外には、使用いたしません。     (4) 量水器を紛失又は損傷した場合は、当社において弁債いたします。     2 受 付 番 号     3 水 栓 番 号     4 工 事 場 所     5 申 請 者     6 量水器取付日 年 月 日     7 給水装配工事検査日 年 月 日     8 受 領 内 訳	
量水器口径 受領個数 量水器番号	量水器口径 受領個数 量水器番号	
mm 例	mm (K)	
mm (G)	mm 66	

新	旧	改正内容
第2号様式 量水器(紛失・損傷)届	第2号様式 量水器(紛失・損傷)届	
<sup>第2号様式</sup> 量水器(紛失・損傷)届	第2号様式 量水器 (紛失・損傷) 届	(V-7-6) ・組織統合に伴う局長 名の変更
年 月 日	年 月 日	有が及失
<u>千葉県企業局長</u> 様	<u>千葉県水道局長</u> 様	
住所 氏名 印	住所 氏名 印	
私は下記の理由により量水器を(紛失・損傷)したのでお届けいたします。 今後十分注意するとともに(紛失・損傷)した量水器については、費局の定める 金額を弁償いたします。	私は下記の理由により量水器を(紛失・損傷)したのでお届けいたします。 今後十分注意するとともに(紛失・損傷)した量水器については、費局の定める 金額を弁償いたします。	
記	識	
水 栓 番 号	水 栓 番 号	
量 水 器 設 置 場 所	量 水 器 設 置 場 所	
量 水 器 口 径 mm 量水器番号	量 水 器 口 径 mm 量水器番号	
(紛失・損傷) 年月日	(紛失・損傷) 年月日	
(紛失・損傷) 理由	(紛失・損傷)理由	
7.9~7.11 (略) VI 参考資料 (略)	7.9~7.11 (略) VI 参考資料 (略)	